

証券コード 8617

平成27年6月5日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜二丁目1番10号

**光世証券株式会社**

取締役社長 巽 大 介

## 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、書面による議決権行使をご希望の場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただき、インターネットによる議決権行使をご希望の場合は、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」に記載の方法にしたがってお手続きいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時                | 平成27年6月26日（金曜日） 午前10時                                     |
| 2. 場 所                | 大阪市中央区北浜二丁目1番10号<br>当社本店 11階G Tホール<br>(末尾の会場案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項<br>報 告 事 項 | 第55期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件              |

## 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 当社の取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

「議決権の行使等についてのご案内」

#### 【1】インターネット開示についての事項

当社は、法令および定款第18条に基づき、別添の「第55期報告書」のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<http://www.kosei.co.jp/>）に掲載しておりますので、「第55期報告書」には記載しておりません。

##### (1) 事業報告

- ① 「会計監査人に関する事項」
- ② 「業務の適正を確保するための体制」
- ③ 「新株予約権等に関する事項」

##### (2) 計算書類

「個別注記表」

#### 【2】複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイトにて修正後の内容を開示いたします。

<当社ウェブサイト>

<http://www.kosei.co.jp/ir/>

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

第55期の期末配当につきましては、継続的かつ安定的に配当をおこなうことを念頭に株主価値の向上を図る等、総合的な観点から勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、564,431,340円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日

## 第2号議案 当社の取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬額は、昭和61年12月19日開催の第26回定時株主総会において、「年額2億5,000万円以内」とする旨、監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第34回定時株主総会において、「年額3,000万円以内」とする旨のご承認をそれぞれいただき、今日に至っております。

当該取締役及び監査役の報酬額の範囲内において、取締役に対して150,000株（内、社外取締役30,000株）及び監査役に対して50,000株をそれぞれ上限とする、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、およびその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

当該ストックオプション報酬額につきましては、ブラック・ショールズモデルに基づき算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額といたします。なお、現在の取締役の員数は3名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

### 1. 取締役及び監査役に対し新株予約権を発行する理由

当社の株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを株主の皆様と共有し、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の総数

200個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株。ただし、下記(2)に定める株式数の調整をおこなった場合は、同様の調整をおこなう。）を上限とする。

#### (2) 報酬として割当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式200,000株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式の数の上限とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1,000株とする。

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの払込金額は、1,000円とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）をおこなう場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権割当日の翌日から10年以内で当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役及び監査役もしくは、従業員の地位を保有していること等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集要項等を決定する当社取締役会において定める。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズモデルを用いて算定する。

(9) 取締役会への委任

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及び細目事項については、取締役会決議により決定するものとする。

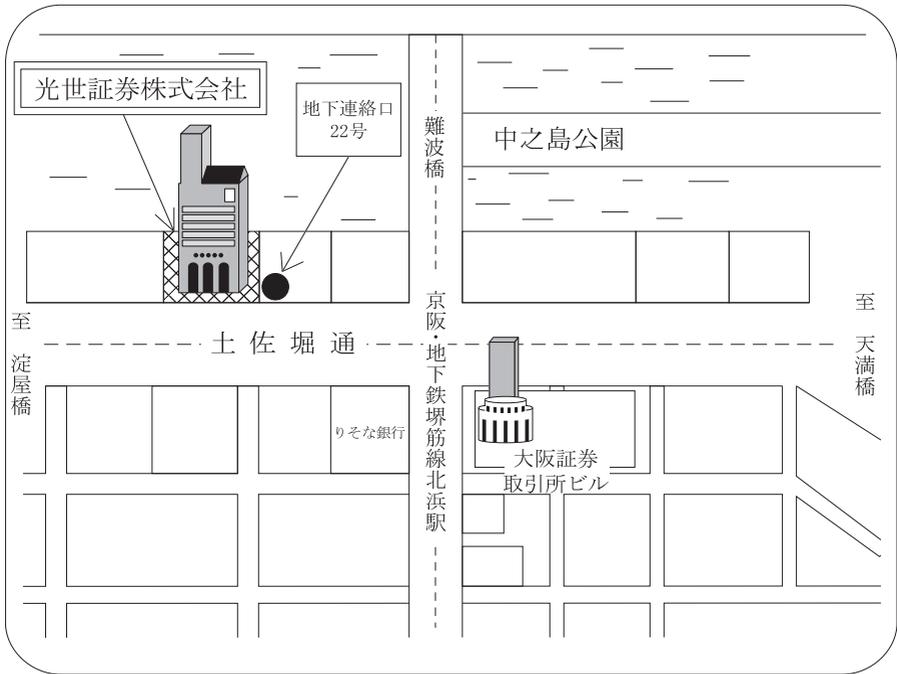
以 上

# 株主総会会場ご案内略図

会場

当社本店 11階GTホール

大阪市中央区北浜二丁目1番10号



## 〔最寄の駅〕

地下鉄 堺筋線	北浜駅	徒歩2分
地下鉄 御堂筋線	淀屋橋駅	徒歩5分
京阪電鉄	北浜駅	徒歩2分

当日は、駐車できませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願いいたします。